

新型コロナウイルス感染対策に関する要請決議

令和3年5月23日から発出された沖縄県における新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言は、未だ終息の見えない感染状況の中、9月30日までの延長が決定し、これに伴い「感染者の確実な減少と医療体制を守り抜くための措置」として県の対処方針が発表された。

県内各保健所における対応も逼迫し、医療崩壊をも招きかねない状況の中、デルタ株による子供への感染拡大や重症化など、学校や、保育園等でのクラスターも発生し、家庭内感染の増など感染拡大に歯止めのかからない厳しい状況が未だ続いており、本村においても令和3年8月だけで85名の新規陽性者が確認され、これまでにない急激な感染拡大の危機的状況に瀕している。

このような状況の中、引き続き感染拡大防止、医療提供体制の整備及び強化と継続に対する支援などの対策を、県と地域との連携・協力のもと、より一層のスピード感をもって実行するためにも、感染拡大防止における一助となることを願い、更なる新型コロナウイルス感染症対策における取り組みを次のとおり要請する。

記

1. 介護者が新型コロナウイルス感染症による入院により不在となった在宅の難病患者や、高齢者、障害者等への支援
2. 中和抗体薬による治療の検証、実施
3. 早期薬剤処方への検証、実施
4. 抗原検査キットの配布
5. 自宅療養者のいる世帯における子供の居場所確保
6. 妊産婦、乳幼児等を抱える世帯における迅速な対応

以上、決議する。

令和3年9月16日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 沖縄県知事 沖縄県議会議長